

第 6495 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 6日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 内職者に報酬を支払うとき

**Q** : 作業の一部を内職を使ってやろうと思います。報酬を支払う場合、源泉徴収は必要ですか？

**A** : その報酬が給与と認められる場合は源泉徴収が必要ですが、事業所得の対価と認められる場合には必要ありません。

### 【解説】

源泉徴収は、支払う報酬が給与である場合は必要ですが、事業所得に該当する場合には必要がありません。

しかし、給与か事業かの所得区分を判断するのは、なかなか難しく、具体的な役務提供契約の内容など総合的に検討しなければいけません。実務的には、次の事項などを総合勘案して判定することとされています。

- ① 契約の内容が他人の代替を容れるかどうか (代替できない内容の場合は給与所得とされます)
- ② 仕事の遂行にあたり、個々の作業について指揮監督を受けるかどうか (指揮監督を受ける内容の場合は給与所得とされます)
- ③ まだ引渡しを終えていない完成品が不可抗力のため滅失した場合において、その者が権利として報酬の請求をなすことができるかどうか (請求できる内容の場合は給与所得とされます)
- ④ 所得者が材料を提供するかどうか (材料を無償提供されている場合は給与所得とされます)
- ⑤ 作業用具を供与されているかどうか (供与されている場合は給与所得とされます)

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

